

■「送りつけ商法」に注意！

だまされん！3箇条

1 まず相談！

少しでも怪しいと感じたら、まずは消費生活センターへ相談を

2 受け取らない！ 支払わない！

誰が注文したか分からないなど、身に覚えのない商品は安易に受け取らない、支払わない

3 周りと声を 掛け合おう！

被害にあって困っている人がいないか、日ごろから声を掛け合う（特に高齢者注意）

騙佐藤蔵（ダマサレンゾウ）さん
モデル：古川 お結び課長

※注文した覚えのない商品を消費者に送りつけ、その商品代金を請求するという詐欺が増えています。

ご相談はこちら

武雄市消費生活センター専用電話



0954-23-9500



午前9時～午後4時30分